

平成17年5月31日

犯罪被害者等基本計画骨子案(2)についての意見

山田勝利

過日は長時間の議論、ありがとうございました。

標記骨子案のうち、基本法第12条関係の〔今後講じていく施策〕(1)につき、下記のとおり意見を申し述べます。

- 1 同(1)については、「法務省において、附帯私訴、損害賠償命令等、損害賠償の請求に関して検察官の立証の成果を利用することにより、犯罪被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手続とすることのできる制度を新たに導入する方向で必要な検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。」と取りまとめられています。
- 2 しかしながら、当日の議論においては、附帯私訴、損害賠償命令制度の導入については賛否相半ばしていたと思います。  
そうであるからこそ、加地推進室長は、「まさに今ご議論をいただいておりますように、この附帯私訴や損害賠償命令等というのは、我が国で本当に機能するような制度とするためには、やはり大変多くの議論をすべき、検討すべき点というものがあろうかと思えます。この検討会で、そういったいろいろな検討をすべき点まですべて議論を尽くすというのは、これは時間的にもなかなか難しいと思えます。」と述べられ、集約しておられたところであります(議事録11枚目裏20行目以下)。
- 3 以上から、私は、上記取りまとめ案が、附帯私訴・損害賠償命令制度の導入を前提とする趣旨であるとすれば、その点について異議を述べますとともに、賛成致しかねるものであります。